

1. 体験型授業の充実のためには

文部科学省は、2020年度から通常の教科の授業に加えて、特別な授業として地元自治体や企業、NPO法人等と連携した推進体制づくりを促し、地域振興等に関する実践的な授業を展開するとした。例えば、児童・生徒が商店街の活性化・観光資源の活用・高齢化で増大するニーズへの対応等、現実社会の課題を自ら考え行動し、解決していく力を付けるとしている。そして、「何を学ぶか」から「何ができるようになるか」の視点を追加し、教員が一方的に教えるのではなく、助言をしながら生徒が主体的・能動的に課題を解決する力（アクティブラーニング）を身に付けさせる方針となった。

本町においてもこれを機に「開物成務」の精神に則り、今こそ「教育=人づくり」の本町の原点に立ち返り、取り組んでいくべきである。

子どもたちが「人生を主体的に切り拓くための学び」として学校教育に「外の風」を入れ、世の中と結び付いた授業環境を整えていくことが最重要課題と考える。

- ①これまでの教育現場における「体験型授業」への取り組みの状況は。
- ②今後「体験型授業」を充実していくための体制づくりは。
- ③教育振興基本計画の改定に伴い、「体験型授業」の位置づけと具体的取り組みは。